

さいたま市告示第1478号

市立高等学校インターネット出願システム運用等委託業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年9月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

市立高等学校インターネット出願システム運用等委託業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 三菱総研DCS株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都港区三田三丁目5番19号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年9月12日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年8月25日

5 委託する期間

令和7年8月25日から令和8年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

市立高等学校入学選考手数料

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課高校教育係
- (2) 電話 048（829）1671